

ISSN 1848-3463

拔刷

報告

「障害と開発」セミナー in 沖縄・報告

岩田直子

Naoko IWATA

沖縄国際大学人間福祉研究

第7巻 第1号 2009年8月

沖縄国際大学人間福祉学会

Okinawa International University Journal of social Welfare and psychology Vol.7, No.1 August 2009

報告

「障害と開発」セミナー in 沖縄・報告

はじめに

2007年11月26日、沖縄国際大学本館を会場に、「障害と開発」セミナー in 沖縄が開催された（共催：沖縄身体障害者福祉協会、沖縄N G O推進協議会、N P O法人自立支援センター・イルカ、チーム沖縄、エンパワメント沖縄、沖縄国際大学人間福祉学会）。

「障害と開発」の研究実践の最先端を行く講師陣の貴重な研究・実践報告は、沖縄がアジアの障害当事者と共に歩む方向性を示してくれた。また、ディスカッションでは、出席者から沖縄での経験が話され、開発の視点が沖縄の実践や運動にとって重要であることが再確認された。本報告は、沖縄において、そして、沖縄の障害当事者が集まって「障害と開発」を考える大きな一歩となったセミナーの報告である。 岩田 直子

日時：2007年11月26日(月)

受付：09：20

開会：09：50

終了：13：00

会場：沖縄国際大学1号館6階会議室

【第1部】

講師：森 壮也氏（アジア経済研究所）

長田 こずえ氏（国際連合ニューヨーク本部）

奥平 真砂子氏（日本障害者リハビリテーション協会）

小林 昌之氏（アジア経済研究所）

司会：高嶺 豊氏（琉球大学）

■開会のあいさつ

(高嶺) 連休明けにお集まりいただき大変ありがとうございます。

今日の司会を務めさせていただきます、琉球大学の高嶺と申します。よろしくお願いします。

まず、代表してごあいさつしたいと思います。それから、このセミナーの趣旨をお話したいと思います。



今回、障害と開発というテーマで、アジア太平洋地域の、あるいはそれ以外の障害者の状況を皆さんにぜひ考えていただきたいと思い、こういうセミナーを計画しました。多くの皆さんにとっては、開発という言葉、どういう意味かなと考えると思いますが、今日お話しを聞いて、こういうことかと、もしかしたら知っていたら知つていただけるかと思います。

障害者の問題というのは、最初は障害者がかわいそうだという考え方から、かわいそうな人を助けようという慈善的な考え方から手が差し伸べられてきたと思います。それが今は、福祉という立場ですね、これも障害者が社会的弱者であるということから、弱者を支援しなければならないという流れが日本にもあると思います。

では、開発というのはどういう立場なのかというと、開発とは、障害を持つ人を一人の個人として捉えて、その人が単にかわいそだからということではなく一人の人間として捉えたらその人の可能性があるということです。それをどういう風に伸ばしていくか。そういう立場から、その人が持っている能力、そして人間としての尊厳、それを大切にしながら、その人が地域の中で生きていく。それを支援していくこと。それが一つの開発の立場からの捉え方だと私は理解しております。

ですが、これは、そもそも途上国地域での障害者の問題だけではなくて、我々沖縄に住んでいる障害者の生き方にも直接当てはまる考え方だというふうに思います。

去年、国連においては、障害者の権利に関する条約というのが採択されております。これは、障害を持つ人の人権をきちんと踏まえて支援すべきだということです。これは、基本的には開発のとらえ方と同じなんです。ですから、障害者も人権という考え方から捉えるのが世界の流れと見てもらっていいと思うんです。

障害者がかわいそだから支援する、社会的な弱者だから支援するということを乗り越えて

個々の人間としてどういう風にして社会が支援していこうかという流れが国際的に出てきている…ということなんです。

そういう背景から、今さまざまなことが起こりつつあります。これはもちろん日本国内でもそうですし、アジア太平洋地域の途上国といわれるところでもそうですし、あるいは国際的ないろんな援助をする機関の中でも、障害者問題をどのように進めていくのかということが今起こっています。

それを、今日こちらにいらっしゃる方々（講師）に報告していただき、そのあと第二部としてパネルディスカッションを考えております。第二部では、国際開発学会というのが昨日まで沖縄大学で行われていましたが、そこに参加をされた本土の方々を含めて、さらに深くディスカッションをしていきたいと思います。その時には、皆さんフロアの方も自由に、どういう質問でもよろしいですので、手をあげて質問して、あるいは自分の意見を表明してほしいと思っています。

今回は、さまざまな障害者団体に声をかけました。80名くらいの方が参加されていると聞いております。今回のセミナーの共催団体があります。まず、沖縄身体障害者福祉協会、沖縄県の障害者福祉を代表する団体です。沖縄NPO推進協議会、こちらは沖縄の国際協力にかかわっているNPO法人団体の協議会です。NPO法人自立支援センター・イルカ、宜野湾市にある自立生活センターです。チーム沖縄、これは最近創立しました。障害者の当事者、さらに障害者を支援する方々の集まりで、沖縄の障害者の声を出そうということで結成された団体です。それから沖縄国際大学人間福祉学会、今回この場所を提供していただいた、沖縄国際大学の人間福祉学会です。これは岩田先生の方で大変ごひいきしていただいている。それから、エンパワメント沖縄、これは私が計画しているNPO法人で、もう今月から認可を受けますが、ここはこれから沖縄を中心にして障害者の国際協力を進めていきたいとの考え方から企画をしている団体です。

このようなさまざまな団体から協力をえて、今回のセミナーを開催することになりました。おそらく、日本で、障害者と開発に取り組んでいる人がここまで一同に会したことは今までなかったと思います。そういう面ですごく稀な機会でありますので、ぜひ、最後まで参加していただいて、その後昼食会をしますので、ご希望の方はそれにもぜひ参加していただきたいと思います。

そこで、今、世界で障害者問題について何が起こっているか、障害者支援についてどういうことが起こっているのかを、ぜひ、垣間見て、ぜひ皆さんにもそういう活動に参加していただきたいと思っております。

少し長くなりましたが、これでご挨拶として、このセミナーの趣旨の説明を終わりたいと思います。（拍手）

【講師による研究報告】

<森壮也氏による研究報告>

(パソコンのセッティング)

データの調整をしますので、お待ちください。

森) 失礼いたしました。ご紹介にあずかりました、森と申します。本来使うデータが上手く出てきませんでしたので、その前に準備していた、こちらの方を提示しながら話を進めさせていただきます。まず、最初に、自己紹介と、それから今日の話の趣旨について、簡単にご説明します。

■はじめに—アジ研の紹介、沖縄、そして今日のセミナーまで

私は生まれつきの聾者です。それで、今日は日本手話を使って発表しますので、手話通訳の方に音声日本語への通訳をお願いしています。

私はアジア経済研究所に勤めておりますが、この名前、初めて聞く方も多いと思います。それから、もう一つ、もっと長い名前が頭についておりますが、日本貿易振興機構というところ。アジア経済研究所の方は1960年頃に政府と民間のほうで共同出資してつくられた研究所です。日本貿易振興機構とアジア経済研究所というのは、当初は別々の組織でした。それが数年前に合併しまして、このように長い名前になりました。政府と非常に強い関わりのある組織ということになります。この研究所は、主に途上国、経済・政治・社会について社会科学的な立場から研究を行っているところです。本日、4人の発表者がいますが、私と最後の報告者、小林さんがこのアジア経済研究所に勤めております。

私はここに入って今年で19年になります。途上国は沢山あるわけですが、私はフィリピンを主に研究領域としてきました。ただ、以前は、そのフィリピンの障害者にかかる研究がメインというわけではなく、フィリピンの経済全般を研究対象としてきました。そして数年前、三年ほど前になりますが、ようやく今度は障害者に関する研究がスタートしました。この途上国に関する障害者の研究というのはまだまだ新しい分野でして、三年前にやっと予算がついて、その前まではなかなか研究所からの予算が下りなかったという経緯があり、三年前によくやくこの研究が実現しスタートしたわけです。そして、本日司会をされている高嶺さんからもご協力をいただきまして、また同じような分野に興味を持つ方々との共同研究というかたちで、これまでいろいろな研究を進めてまいりました。

フィリピンの話を少し致します。ここは沖縄ですが、沖縄のすぐ先が台湾、そしてその先がフィリピンと考えていただければいいので、日本の本島よりもフィリピンとの距離という意味では、こちらの方が随分近いと思います。



それから、個人的な話になりますが、私が初めて沖縄に来たのが1975年でした。1975年といえば皆さん何があったか覚えておられますでしょうか。本島の方から、たくさんこちらに来ましたよね。沖縄海洋博が開催されまして、私もそれを見に来たんです。当時まだ、中学生でした。そうすると、だいたい私の年齢が分かってしまうかと思いますが、随分前の話になります。その時初めて、海洋博を見に沖縄に来たわけです。非常に印象的に残りました。私自身も非常にいろいろなものに興味をもつ歳でしたし、いろいろ刺激をうけて、それからいろいろのもの目にしました。

1970年には大阪万博が開催されました。これも、私、小学生でしたが、そちらの方にも行っていました。で、先週、大阪の方に出張で一週間ほど滞在していました、万博会場の近くにおりました。途上国に関する仕事で行ったのですが、「来週は沖縄なんだ。」ということで、前にあるようなタイトルで、今日はお話をさせていただくという、引き続いてこのような機会をいただき、たいへん意義深いものを感じており、私自身もうれしく思っております。

その(19)75年当時、私が見た沖縄というのですが、海洋博の裏面のようなものもいろいろ見ました。日本からたくさん的人が来ているわけですが、私は恩納村に宿泊したんですね。けれども、もうほとんどのホテルが満室状態でした。それに中学生ということもあってお金もありませんでしたので、民宿に泊まったわけです。安宿に泊まりました。これは普通の民宿というより、急ごしらえのところで、プレハブのところに泊ったんですね。沖縄の人たちも、たくさん的人が日本からお客様が来るということで、即席で建てたような、そういうところであったと思います。プレハブの裏に何があったかというと、今でも忘れられない光景なのですが、そのすぐ横にドラム缶でできた大きなゴミ箱があって、そこにゴミが大量に捨ててありました。そこに何が入っていたかというと、ポンカレーの使用後のパックなんです。皆さんこれでご想像つくかと思いますが、そこに泊まりにきた宿泊客に食事を出していたんですが、全部ポンカレーだったわけですね。しかも、そこで使われていたゴミが全部そこに捨てられていた

というものを見まして、非常に今でも印象深く記憶に残っております。

そんなことが最初にありまして、その次に来たのが10年ほど前になります。これは、日本手話学会の全国大会が沖縄で開催された時です。日本手話学会というのは、手話言語の研究者たちが主に集まる学会ですが、私、今そちらの会長をしています。当時は、一般会員としてこの沖縄大会に参加したのですが、それが沖縄に来た2度目になります。その時に、あの時の民宿はどうなったろうと、当時泊まった辺りを車で見に行ったりしたのですが、もちろん跡形もありませんでした。ただ、海洋博のあった場所の方にはアクアポリスの残骸が残っていました。当時建っていた建物はもうなくなっていたのですが、海の上のこの残骸を見まして、海洋博の沖縄にとっての意義・意味はなんだったのだろうかとちょっと複雑な思いもいたしました。

この沖縄のことはさておき、本職の仕事の方でフィリピンには何度も行っています。

皆さんの中には、フィリピンに行ったことがある方もいらっしゃるかもしれません。また、ご存じない方もいると思うのですが、文化的な背景とか、そういった雰囲気は非常に沖縄に似ていると思います。10年前に2度目の沖縄訪問のときには、本当にここは沖縄なのか、あるいはフィリピンなのかと錯覚するくらい似ているなと思いました。

昨年、昨日ありました国際開発学会の来年の会場が沖縄だと決まってから、ぜひこの沖縄の地で学会とは別にセミナーを開いた方がいいという風に、私、高嶺さんに散々言ったんですね。それで、高嶺さんにはご負担おかけしたかもしれません、今回このようなセミナーをそういう皆さんのご協力で開催することができ、またこのようにたくさん的人がここに集まってくれて、本当に嬉しく思っております。

■途上国での障害調査の難しさ

前置きが長くなりましたが、ここから本題に入ります。

私の研究所のほうで、フィリピンの障害者の家計に関する研究を現在行っています。今日はこちらのテーマでお話を進めます。家計調査、それからもう一つ、障害者調査、それを行っています。この調査といっても、非常にいろいろな困難がある、簡単にはいかないんだというところを、限られた時間ですので十分お話しできるかわかりませんが、皆さんにお話を聞いていきます。

先ほど申し上げた、研究あるいは調査を進めるにあたっての困難さというところをまず最初にお話しします。それから、調査を進めるときには、必ず障害当事者の参加が欠かせないという話が2つ目の話。それから、フィリピンの様子をお伝えできるような写真を用意しておりますので、そちら(の写真)もご覧いただきながら話を進めたいと思います。

では、開発途上国の障害者に関する状況についての話です。障害者の調査と言いましても、これまで障害者に関するデータというものは本当にごくわずかでした。高嶺さんの話にもあり

ましたが、国連障害者の権利条約が昨年採択されました。そのところは、国連の長田さんの方が後でお話下さるかと思いますが。やはり、この中で謳われているのは、国際協力の重要性です。それを考える際には、途上国の障害者のことよく知らなければいけない、そこを抜きにしては考えられない。また、途上国の障害者に対して、日本あるいは沖縄からも何か支援をしなくてはいけないということになります。では、その際の方法、あるいは進め方ですけれども、支援をしようと思ったときに、まず障害者の状況を知りたいと思うわけですが、その基礎となるデータがないわけです。まずそこでつまずいてしまうわけです。

では、どうしてそういう状況になっているのかということをここで説明します。

まず一つ目の問題というのが、障害の概念自体が違うということ。そもそも障害とは何なのか。今日も沖縄の障害者、当事者団体の方が集まっていらっしゃると思いますが、そもそも障害の意味、概念は何なのか。これを考えていくことは、非常に重要な問題です。

といいますのも、途上国の障害者の様子を見ていますと、視覚障害、車いす使用の方、肢体不自由の方、聾者といった、障害区分の名前がありますけども、その全体をひっくるめた、いわゆる障害というというものにあたる言葉がない、概念がないという国があるんです。また、あったとしても、その概念が一致していないことがあります。

例えば、インドを例にとりますと、白内障という病気がありますが、目が見えなくなってしまう病気ですけれども、皆さんの場合、日本だと、白内障の人を障害者と見る感覚はありませんだと思います。どちらかというと、病気という風に捉えていると思いますが、インドではこれは障害とみなしています。それから、ぜんそく、これも、例えばぜんそくにかかると畠仕事ができなくなってしまって寝込むことが多いということから、インドでは障害とみなされています。それから子供を産めない女性、これも障害に入ります。ですからどこからどこまでを障害とみなすのか、あるいはみなさないのかという概念、そしてそれにまつわる言葉の問題、これもさまざままだということです。

また調査をするときに各家庭を回るわけですが、たとえば知的障害者。知的な障害を持っているけれども、軽度だから、そんなに重くないからこっちの家族には障害者はいません…という風に答えて、その軽度の知的障害者がデータから落ちてしまう、見過ごされてしまうということもあります。これが一点目の問題。

それから二つ目ですが、ここ（資料）にあります、ICF、皆さんお聞きになったことがありますでしょうか。国際的に障害者について、障害とは何かということについて、WHOが作成している分類、基準といったものです。

この分類、以前はICIDHという名前でした、これは、医学的な見方を中心に分類されていたんですが、現在では、ICFという新しいものになっています。この新しい考え方方が徐々に広まっています。どういうことかといいますと、例えば足に障害があるという場合に、そこだけを見るのではなく、足に障害があったとしても、さらにそれに続けて、生活に不自由がないか

どうか、つまり、社会の資源、リソースがあるかどうか。例えば、トイレに一人で行けるかどうか。これを障害だけを見るのではなく、この社会のリソースを使ってトイレに一人でいける、行けない、というところを見ていく概念が加わっています。持っている身体的な条件としての障害が同じでも、住んでいる国、途上国かそうでないかによって、障害が自分にとって本当の障壁となるのか、ならないのかというところが、周りの社会的な環境によって違ってくるわけです。

例えば、私は手話で話をしますから、通訳をお願いしています。ところが、途上国にいくと、手話通訳者を見つけるのは容易な業ではありません。また必要な時にも手話通訳を同行することはできません。そういう、リソース、資源がないといったところがたくさんあります。ですから、やはり、通訳がいないと手話がわからない相手にはろう者の話が伝わらなくなってしまいます。ですから、やはり、自分がどういった身体的条件としての障害を持っているかということだけでなく、周りの環境との関わりによって、実際の障害の見方というのも変わってくるわけです。そういう見方、考え方方がICFの中に書かれています。

ここ（資料）に、トイレを一人で使えるかという問い合わせが書いてありますが、これもやはり一概には言えない問題なのです。簡単な問題ではないのです。例えば、途上国と違って日本はやはり便利ですから、トイレに行くことぐらいは何ら問題はないし、家の中にあることが多いですけれども、途上国だと、家からちょっと離れたところにある場合があります。すると車いすを使っている人にとってみれば、トイレに行くということはとても大変なこと、人の手を借りなくてはいけないことになります。もっとひどいところでは、村にトイレが一つという地域もあります。そうするとまず、車いすの方は一人ではできないわけです。ですから、こうした環境要因が大きく個々人に左右させてくるということになります。

それから、次の問題として、データ作成側の問題があります。このデータということになりますと、やはり政府などがデータを収集し持っているわけですけれども、政府が、例えば国勢調査というものを行います。各家庭に調査をして行うわけですが、この国勢調査のことをセンサスという風に言います。途上国で、国勢調査を行う場合に、その質問項目の中に、障害に関する質問がほとんど書かれていないわけです。障害については、質問項目の対象になっていません。インドや中国では、最近ようやく障害のことも考えていかなくてはいけないという必要性が認められてきましたが、途上国の中では、こうした国はまだまだごく一部に過ぎません。

また、今度は逆に、調査を受ける人々の側の問題です。政府としては、正確な障害者の数、データを収集したいと思っているわけです。正確な数をはからなくてはならない。ですけど、それが今なされていません。これがきちんとできているというのは、日本くらいで、日本がきちんとした障害者のデータを持っているということは、ある意味他の国にとってみれば珍しいことなんです。どうしてかと言いますと、障害者、あるいは調査される側というのは、正確なデータ、情報を提供することによって、得るメリットが日本の場合、ありますよね。国からの。例えば年金がもらえます。障害者であるということを伝えて。また、障害者割引も使えます。こういったメリットがあります。もしそういうものが何もなければ、皆さん、正確な情報をわ

ざわざ政府のほうに提供するでしょうか。そういう情報を提供することによって、周りから障害者だということが分かってしまって、他の人から、低い立場に見られてしまうかもしれません。そしたら、自分、あるいは家族に障害者がいるということを隠した方が良いということになります。メリットについてですが、他の国々では、そういう障害情報を提供しても、年金などのメリットがほとんどありません。ですから、正確なデータを集める、収集するということがけっこう困難であるということが想定されます。

こういった問題がある中で、実際に調査を進めるときに、念頭におかなけばいけないことについてお話をします。

アメリカでも障害調査が行われています。アメリカの例をとります。その中で、いくつか分かったこと、反省点などがありますけれども、例えば、NHKなどでよく世論調査などが行われています。そういうものをメディアなどでご覧になる方もいらっしゃるかと思います。例えば、今の福田首相に関して支持するかしないか、それが何パーセントだ、ということで世論調査が行われています。その時に、数字ではなくきちんととした調査方法が行われていたかどうかということを考えなくてはいけません。実は、調査は、コンピュータで自動的に出した電話番号をいくつかランダムにしてきて、その番号にかけるという電話による調査を行っているわけですね。電話の調査ということですから、例えば、かけた先には寝たきりの障害者、電話が使えない人がいるかもしれません。電話が鳴っている、取ろうと思ったら切れてしまって、ここで、回答する機会を失ってしまう。もっと言うと、聾者は電話が使えません。ですからこれに回答できないわけです。ですから、こういった障害者たちはあの調査の中には全く入っていません。排除されています。排除された状態でのデータの結果だということがいえるわけです。ですから、そういうところにもきちんと意識を向けてはいけません。そのためには、電話が使えない、話ができないという理由で家族などから代理で調査をお聞きする、インタビューをお聞きすることができます。そうすると、代理の人が答えると、実際とは、事実とは異なつ



た答えをしてしまうということがアメリカの調査で分かっています。ですから、まずこういつつ統計調査、人口調査をするときには、必ず障害当事者も参加すること。これが大切です。

またこの他にも、途上国にはさまざまな文化があります。それと同じように、障害者といつても本当に多種多様です。そういったところをきちんと踏まえて、調査をしていかなくてはいけません。実際に障害に関わるときにも 障害当事者が関わることが大切ですし、実際に調査をする調査員にも当事者の参加が欠かせません。このようなことがとても大切になってきます。

■フィリピンでの障害家計調査予備調査より－多様な障害者たち

では、ここから、私が現在調査しています、フィリピンでの障害調査に関わる話をします。これは、地元の障害者団体などに依頼をして、そこの地元の人と一緒に調査に回っています。その際に質問票を作って調査をするわけですが、その質問票の作成でも、現地の当事者の協力を得ながら進めています。

フィリピンでは、障害者に関する調査は、1980年からいくつか行われています。(19)80年の最初の調査での、障害者の割合、これは4.4%となっています。そして次の(19)90年は、政府統計局が行ったんですが、約63万人、(19)95年も、障害者の割合が1.23%、その次が0.76%と、障害者の割合が随分変動しています。調査結果が毎回変わっています。障害者の数、実際、このように減ったり増えたりしているのでしょうか。これは明らかに調査方法による問題です。ですから、やはりこういった点できちんと正確なものを出していかなければならないということで、我々は調査しているわけです。

実際の調査といいましたが、本調査は来年です。今日お話ししていただくのは予備調査ということで、障害者家計調査の話をします。実際に各家庭にお伺いして調査を行ってきたわけですが、マニラとミンダナオ島にあるダバオという町、この2か所で行ってきました。これは、いわゆる都会と地方といった違いがある2か所です。

(Power Point : 以下 PP の説明)

これが、マニラの地図です。

ミンダナオ島が左の写真です。

それを拡大したものが右側。ミンダナオはマニラからずっと南に下ったところになります。

これが、ミンダナオの写真です。写真を見ていただくとわかると思いますが、海上に家が建っているところもあり、この写真の地域は非常に貧しいところです。

こういったところに出向いていろいろな調査をしたわけです。その中で分かったのが、いろいろなタイプの障害者がいるということです。それをタイプ分けしたのがここにある分類です。

一番目が社会参加を進めるリーダー的な人たち。そして経済的に自立した人、それから自立を阻害されている人、こういった感じで6つくらいに分けてみました。この奥に寝ている方、中途で障害を負った方です。彼女は出産のときにその薬の影響でこのような障害を負いました。ただ、彼女は、現在はアパレルを販売する小さなビジネスを行っていて、地域の社会的リード

ダーとなっている人です。それから右側の人ですが、これは別のリーダーの方ですが、マニラ在住の国際的にも非常に著名な視覚障害の方々です。左側は、政府関係のお仕事をしている方です。写真の右側の方は、フィリピンの新聞にも掲載された方です。建築士の資格も持っています。次の方は、聾者です。この方は、民間の会社に勤めていて、そして家族も手話ができます。経済的に自立している人の例です。次、ゴミ収集の仕事をしている聾者の方です。真ん中の黄色い服をきている方です。周りの人たちは同業者です。このCさんがやっているゴミ集めは、こんな風にしているようです。それからDさんの例です。自立生活運動に関わる活動をしている人です。奥に立っている人たちと一緒にやっています。こちらは、障害者が運営する作業場の様子です。

今度は、この中で数名ですが自立を阻害されてしまっているお二人を紹介します。左側、赤い服を着ている方。この方は弁護士の資格を持っています。視覚障害、中途で失明しています。それまでは弁護士の資格を持って、仕事をしていたわけですけども、失明をしてからは、近所の人の法律相談の御礼を物々交換のような形でもらって生活をしているという、非常に貧しい生活になっています。次の写真の右の聾者の方、この彼女自身の財産というと、携帯電話とわずかな服、あとは全部家族に依存しているという状況です。

次の例は、反社会的行為に向かっている人とスライドに書きましたが、自分で銃を所有していて、逮捕歴もなんと7回あるという聾者です。次のこちらの方は、視覚障害です。音楽などの、楽器の演奏をして収入を得ていたんですけども、結局それが政府によって禁止されて、今は街で物乞いをして生活をしているということです。こちらの方、耳が聞こえない人です。中途で聞こえなくなった方で、まるで囁ってあるこの方です。中途失聴ですので、手話ができません。ゴミ収集で生計を立てていますが、これが彼の部屋の中の様子です。集めてきたゴミがこの様に整理されています。手話ができないので、周りの方々とのやりとりも非常に困難でした。

次の例。これは、ミンダナオでの例ですが、お二人、右の方は聾です。左の方も、聾の方ですけども、段々視野が狭くなっていくという病気を持っています。医者に通うお金もないということで、今の生活は、なんとか周りの人の服の洗濯を請け負うなどして、わずかなお金を得て生活しているということです。右側の人、この方は、ミンダナオの中でも聾学校がない地域にいる方です。小学校の途中で学校から放り出されてしまって、それ以降、全く教育を受けていないという方。手話もできないという方です。

■まとめ – 社会モデルの大切さと当事者との協力、また貧困との関係

最後に、まとめです。

こういった調査をしてきたと言いましたが、これらを踏まえて来年本格的な調査に入ります。こういったものを見るときには、やはりその人の障害だけに目を向けるのではなく、つまり医学的なところにだけ目を向けるのではなく、その人の社会的状況、社会との関わりを見ていかなくてはいけません。そして、国ごとの比較も行う必要があるということ。それから、その中

から障害の定義についても考えていかなくてはいけません。この、ICFの考え方、概念との整合性もとつていかなくてはいけません。それから文化的な背景の違い。これも考慮に入れなくてはいけない。それから、こういった統計調査をするときには、現地の障害を持った当事者と一緒に行なっていく必要があるということ。この調査の目的というのが、やはり貧困削減とも大きく関わっています。ですから、これらのこと、きっちり常に念頭において、貧困削減に結びつくような、きっちりとしたデータを整理していかなくてはいけないということです。それで、今それに取り組んでいるということです。

ちょっと後半慌ただしくなりましたけれども、私の話を終わらせていただきます。後で、会場の皆さんから忌憚のないご意見、ご質問をいただけすると、たいへんうれしく思います。どうもありがとうございました。

(拍手)

高嶺) 森さんありがとうございました。今、質疑応答がありますので、少しお待ちください。

私、一点お話をすることを忘れておりました。実は、このセミナーは、森さんの提案がなければおそらく開かれてなかっただろう。森さんが、ぜひ今回このようなメンバーが沖縄に来るので、沖縄の人たちとの意見交換をやってほしいということで依頼があって、私とこちらの岩田先生を中心になって企画いたしました。森さんどうもありがとうございました。

今の森さんの発表に対して、皆さんご質問があればぜひ、セッションをお願いしてまいりたいと思います。いかがですか。

新田) 私は、新田と申します。今、インドで白内障も障害者に含まれると聞いたんですが、なぜ医療の面も充実させてお互い結びあわないのであるのかというのが不思議でたまらないです。国は軍事費を主にとってますよね。そこが不思議でたまらないです。そういうお金があるなら、なぜこういう人道的な支援に回せないのであるのかというのが僕の意見です。

高嶺) 今のご質問に対して森さんお願いします。

森) インドでは、徐々に国際的なNGO、あるいは日本の政府もそうですけども、援助が始まっています。これに関して、その医療の面に関してもいろいろな援助があって、今いろいろなことが進行しています。ところが、全てのアジアの国々が、そのように上手くいっているというわけではありません。そこにはやはり貧困の問題があります。そして、政府の方にも十分な予算がないことがあります。日本、沖縄もそうですけども、他の途上国と比べますと、やはり障害者の問題を見ても、国からの支援が手厚いですよね。つまり、資源というカリソースが、本当に潤沢にあります。途上国では、そのあたりが違うのですね。仕事で首を切られてしまったら、本当に次の日の食べものにも事欠くというような状況です。自立した生活が必要

であるという考え方は当然あります。自立生活をするために家族の支援が必要なわけですけれども、それをどの程度するのか。つまりその際には、本人の生活基盤がどの程度なのかということを考えなくてはいけません。この自立生活に関しては、パキスタンの方では随分進んでおります。ただ、それがなかなかできていないところもあります。例えば、自立といいましても、年金がないとか、障害者手当が全くない、医療費の減免がないとか、社会からのリソースが何もないというのが途上国の状況です。ですから、その障害者の自立がかなり阻まれてしまっているということ。それから、途上国に関してもう一つ大きな問題なのが医者の数が少ないことです。特に、地方の場合には、例えば町中ですと大きな病院がありますけども、農村地帯には大きな病院がありませんので、都会にいかなくてはいけません。でも、それもままならないということです。また、電車など、ある程度のインフラが整備されていれば何とか通うこともできます。インドの事例ですが、医療鉄道といわれているものがあって、電車にお医者さんが乗っているんですね。それで、お医者さんが色々な地方を巡回して、駅に停まつたら、患者さんがその車両に集まってくると。そこで薬の提供をしたり、そういう活動もインドでは始められています。白内障の治療はそうした方法で行われているようです。

ですから、経済的な問題、それから、医者の数が圧倒的に少ないとという問題、さまざまな問題が、複合的に重なっているわけですけども、その状況一つひとつをとっても各国違うことがあります。人道的な支援をすれば良いと一口に言っても、いろいろ複合的な状況がこうしてあるということです。

このようなことで、お答になっていきますでしょうか。

高嶺) もう一つ、質問の趣旨で、軍事費がどんどん増えているのだけども、それをもっと人道的な支援に当てたらどうかという質問もあったんですが、それについて少しお願いします。

森) これは予算の話ですけども、軍事費だけではないんですね。インドを例にとりますと、確かに軍事予算の比率はかなり高いのですが、もう一つ問題があつて、各国政府からの、政府開発援助という、ODAというものがインドに入ってきています。このODAの額というのが、国ごとに金額が決まっていて、配分されているわけです。インド政府にも、このODAが入ってきて、その国ごとに与えられたODAのお金というのは、その使い道は国ごとに任されているんです。インドの話でいえば、皆さんご存知かと思われますが、IT先進国と言われていますよね。ITの分野はどんどん進んでいます。ですから、インド政府としては、まず、このITをさらに進めるために、例えばインフラである、道路、電気、そういう面にODAのお金を回してしまっているんですね。ですから、医療や福祉の面がその分割られてしまつて、本当にわざかになってしまっている。そういう海外からの支援ですら、予算の配分上の問題があります。政府の問題があります。軍事費の問題に限らず、そういう政府内の予算配分全体も考えなくてはいけないと思います。

高嶺) どうもありがとうございました。時間が来ておりますので、これで森さんの発表を終わりたいと思います。森さんどうもありがとうございました。

(拍手)

引き続きまして、長田こずえさん、テーマは、『「障害と開発」権利に基づく開発政策と国連の動向』です。長田さんは、国連のニューヨークの本部で仕事をなされている方です。経済社会理事会サポート事務局というところで、直接、国連の開発政策に携わっております。長田さんは、私が、アジア太平洋地域の国連事務所で仕事をしているときにご一緒に仕事をした方で、私が沖縄に戻ってきた後に、アジア太平洋地域の障害者問題を担当してこられた方です。では、お願いします。

＜長田氏による研究報告＞

長田) 皆様はじめまして。国連の長田こずえと申します。

■はじめに

まず、自己紹介からやらせていただこうと思います。高嶺さんにご紹介いただきましたように、現在、私は国連のニューヨークの本部で国際協力開発の政策を担当する仕事についておりますが、実は、私は、ニューヨークに転勤の前は、長い間、先ほど森さんがご紹介されました、開発途上国というところに住んでおりました。その開発途上国の中でも、特に中東ですね、アラブ。皆さんご存じかと思いますが、アラブに約13年勤務いたしました。イラクに2年、ヨ



ルダンに7年住んだと思います、そしてレバノン。皆さんテレビなんかでご存じかと思いますが、レバノンに4年、通算約13年、人生の13年を、ヨルダン、イラク、レバノンというところに過ごして、現地の国連に勤務しました。

その間、障害者の問題を含め、社会開発、人間開発、主に障害の開発へのメインストリームの担当をしました。その後、高嶺さんにご紹介いただきましたように、タイのバンコク事務所に転勤となり、そちらで、アジア太平洋地域の障害問題の担当を4年間勤めさせてもらいました。20年くらい国連システムで、障害問題の担当をしてきたことになると思います。ただ、開発途上国といつても多様な国があって、皆さん、先ほど、森さんが、フィリピンの例を出されました。一般的に開発途上国は貧しいということですが、その中にも中進国と最貧国があります。タイも中レベルの途上国〔中進国〕ですが、初めて私がタイに赴任したときは感心しましたね。レバノンのような戦争の傷跡のある中東をから赴任した2002年には、「タイはなんと立派な先進国なんだろう」と思いました。ヨルダン、レバノン、イラクに住んでいたときと比較すると、「何で私はこういう立派な国と〔タイのような〕いうか、日常生活、物資に恵まれた国に来たのかな」というのが、その時の最初のイメージでしたね。ですから、開発途上国と一言に言っても色々な国があるということですね。障害者の生活もそれによって異なりますね。

■開発の視点

このような貴重な経験を経まして、今日は、障害の問題を国際開発協力という視点から、お話をしたいと思います。高嶺さんがさきほど強調なさっておられましたが、障害者と開発、開発という言葉は、必ずしも国際開発〔協力〕だけを意味するのではありません。各国の国のレベルにおいても、地方のレベルにおいても、コミュニティでも、ですからもちろん沖縄にも、開発というものが存在します。「開発って言ったら何のことですか」と聞かれると、分かりにくいと思います。開発というのは通常、人が毎日行っていることなのです。つまり学校に通学して教育をうけるとか、職業訓練を受けるとか、仕事に就くとか、毎日公共交通機関を使って会社に通うとか、社会的な行事に参加するとか、生活全般のことですね。よく忘れがちなのは、映画見に行ったり、旅に出たり、遊んだり出来るということだって、それを国が保障することも人間に必要な開発です。つまり、障害者の開発というのは、私たちの毎日の生活にごく当たり前に組み込まれるということを意味します。それを、外国で、特に貧しい国で、その国の政府が国民に保障できるように協力するのが国際開発協力です。途上国の障害の人たちが、私たちがごく当たり前にやっている、働く、学校に行く、できれば大学に行きたい、大学院まで行きたいとか、職業訓練を受けたい、そしてできれば、なるべくいい仕事に就いて、ちょっとお金でも貯められるようになって、時々、遊ぼうかという夢の実現を可能にするプロセスを支援してあげるということですね。こういうことをこの国の政府が保障する過程を開発（国家開発）と呼びます。

開発には経済的なものと社会的なものがあります。その自国の開発ためにドナーが協力する、これを、国際開発協力といいます。主体はあくまでも、受入国側であり、我々に出来るのはそのための支援に過ぎません。

そのために、それでは協力をする側とされる側というものがある。基本的に大きく2つあるんですね。最近ややこしくなってきましたけど、三角協力といって、資金援助を、別の中進国に行い、その国が周辺のさらに貧しい国に訓練などを提供するとかね、南一南協力とか。例えば中国のように、だんだんお金持ちになってきた国は、日本とか欧米とか、そういう先進国から、資金援助をしてもらって、中国が提供する貧しい国に開発協力資金として使ったりします。複雑ですね。そして同時に、自分の自國の力でも（だいたい経済が強くなってきましたから）、自分の国の資金でできることを、さらにアフリカとか、南アジアあたりの貧しい国に、貢献するために使う、南一南開発協力として使うという形で支援する国も増えてきました。だから、「誰が開発援助を与える側で、開発支援協力を提供する側で、誰がそれを受け入れる〔受け入れ国〕なのか」、ということは、かなりややこしくなってきました。一般的に言って、日本は開発の開発支援をする側の国だと理解してください。

それでは、沖縄で、皆さんができることができるか。結論からいうと、いろいろやり方ありますよね。海外〔途上国に〕にボランティアに行くとか、沖縄のNGOで国際協力をやっているところに参加するとか。沖縄の中で海外支援を対象としたボランティアをするとか、一番簡単な参加であれば、個人的な資金協力に参加すること。つまり、街頭で資金を集める人に対応することとかね。例えば、津波の災害があったタイの子供たちを助けましょうとか、そういうところにお金を寄付するとか、そういうものを全部含めて国際開発協力と言います。特に難しいことでもありません。誰にでも出来ることですね。ですから、国際開発協力というのは、皆さんにとってとっても身近なものである。特に障害当事者の場合は、日本とか先進国のように、障害当事者が、日本の良い例を途上国の人にも参考にしてもらうとかね、いろいろありますね。

先ほど森さんが、すごく印象に残る写真を見せてくれましたが、貧しい生活を強いられている、困っている途上国の障害者がいるということ、そういう人たちに対して、自分ができることができるか、資金援助でもいいし、他のサポートをするとか、「何ができるかな」ということに原点をおいて、お話をしたいと思います。

■障害者の権利条約

障害者の権利条約のことですが、高嶺さんがおっしゃいましたように、2006年の12月、国連ニューヨーク本部におきまして障害者の国連権利条約というものが採択されました。日本に関しましては、今年〔2007年〕の9月の後半に、日本は国連権利条約に署名をいたしまして、現在は批准に向かって努力をしているということです。その批准と署名のことに関しては、ちょつ

とややこしいですが、小林さんが後でご説明なさると思いますが、署名したからそれでいいということではなくて、署名するというのは、「日本はやります、日本はその障害者の権利条約の内容を守るために努力します」と手を挙げただけで、それを実際国内の法律なり政策に活かしていくためには、国内法・国内の政策の見直し、整備をしていくという過程を経る必要がありますね。国会で政策の変更を審議したりする必要がある。その過程を批准過程と呼びます。おそらく日本のような、比較的にきっちりと実施する国は、比較的の批准過程が長く、2~3年はかかるのではないかと言われています。ですから、結果的に何が言いたいのかと言えば、今後2~3年は日本にとって、障害と障害者の年になる、障害問題と一生懸命、対応していくこうとする過程に今いるということを、自覚してもらえば幸いです。

そして、なぜ今、国際開発〔協力〕かというと、後でちょっと説明しますが、権利条約の中で、一つの大きな項目となって、注目を引いたのが、この権利条約の第32条という項目ですね。そこに国際協力という項目が入りました。これは、今までと同じような（例えば女性の差別撤廃条約だとか）、他の国際権利条約にはなかったことで例外ですね。国連でも画期的な、新しい国際協力というものの意義が認められたことになりますね。つまり人権に基づく開発と一般的には呼ばれていますが、人権と開発が、国際協力分野で結び付いたということで、非常に注目を浴びるものになったと思います。今後、国際開発協力における、障害者、障害の視点というのは徐々に大切になってくると思っています。国際権利条約の32条参考にしてください。

もはや、国際協力をやっておられる方は、権利条約の32条を有効に活用してもらいたい。

なぜ、今、国際開発協力なのかという質問があると思うんです。「障害者は、別にフィリピンに行かなくたって、レバノンに行かなくたって、パレスチナに行かなくたって、日本だって困っているんだ、日本の障害者だっていろんな問題があるのに、何で日本の公的な資金を使ってフィリピン、インドと、アフリカの障害者のために貴重な資金を使わせなきゃいけないのか」。「何で日本の障害者の自立政策を優先的にやらないのか」、という質問があっても当然だと思



ますが。この答えに関しては、国際的な規格を作っていくことが大切です。つまり、皆さんにはグローバライゼーションという言葉をご存じだと思いますが、世界は一体となっていましたね。グローバライゼーション過程におきまして、日本だけが特化して、障害問題を扱っていき、障害者の人権を確保するということは難しくなってきたと思います。障害者の人権を長期的に確保するためには、やはり国際規格、国際的な人権基準というものでやっていかないとダメだということで、国際的に障害者の地位をあげる必要性が出てきましたね。人権は普遍的ですから。女性の参加者には女性の地位向上の点から、簡単に理解してもらえると思うんです。男性の方にはすこし分かりにくいかな。女性の地位が向上するときに、例えば女性知事だとか、大臣の女性とかが出て、あるいはエリートの女性が何人か登場てきて、「私は女性の地位向上を果たしました。だから、それでいいのです。私の地位だけが向上すればそれでいいの。一般的、工場で働いている女性の地位など特に関係ない。」と言ったとします。その人の考え方は間違っていますね。一般的に開発途上国の女性などを含めて、世界中の女性の地位全体が、アフリカの女性の地位とともに含めて、一番困っている女性の地位が向上しないと、絶対的な女性の地位は向上しませんよね。女性の方にはアピールすればよく分かっていただけると思いますが、一番底辺の人を対象にやっていかないと、女性の地位は絶対に向上しないと思います。それと同じで、開発途上国に住む障害者がその国の開発に参加されないとよくならないと思います。彼等が力をつけることで、国際的な障害者の地位が上がりますね。人権は普遍的なものです。



写真：途上国の障害者の現状

それで、まず、世界の人口の10%くらいが障害者とします。そうしますと、その8割が開発途上国に住んでいるということです。そして、障害者の3割近くが貧困です。私はイラクとヨルダンとレバノンに合計13年間住みました、その経験から話しますと、障害のおもな原因は、やはり開発の不備、特に貧困です。途上国においての障害の主な原因としましては、例えば、障害者は貧困であるということ、栄養失調、特にビタミン不足などがリストされます。ビタミ

ンAの不足、あるいはヨードが足りないとかいうことから、失明したり、知的障害、重複障害を起こしたりします。それから先ほど後ろに座っている人がおっしゃいましたが、アラブの場合だと、戦争と内戦ですね。パレスチナ、レバノン、イラク、テレビを見れば一目瞭然と思いますが、戦争によってどんどん障害者が増えます。地雷の被害者、精神的なトラウマをもつた人などが増加します。同時に、この増加に対応するための医療の施設、福祉サービスが少ないということは非常に大きな原因です。特に医学的なりハビリの時、早期の介入ができない問題があります。アラブの問題として、医療的な手術に関しては、お医者さんの技術は非常に高いのですが、手術後のタイムリーなリハビリ（アフタケア）が悪いので、避けられるべき障害を引き起こすこともありますね。私の経験ですが、テニスで膝をくじいて、半月板を取ったあと、リハビリテーションの施設がなかったため、完全に直ることはなかったですね。日本なら、簡単に治療できたと思います。今でも足が痛くて歩きにくいです。日本では絶対こういうふうにはならなかったと、日本のお医者さんは言います。

■女性と障害

早期発見、早期のリハビリがなかったために長期的な障害を引き起こす。特に女性は問題です。外を歩きにくい文化ですから。皆さん、簡単なリハビリの時一番効果のあるのは何でしょうか、筋肉のトレーニングですよね。歩くということです。町を歩いてどんどん筋肉をつけるということです。それが、アラブでは女性には難しい。何故かというと、女性が一人、堂々と道を歩いていると、変な目で見られる。女性はおとなしく家を守る、外には出ない。そういう国で、「私はリハビリが必要ですから」と、女性が道を歩いていると格好が悪い。女性のスポーツがあまり奨励されてない文化ですね。スポーツは男性的なものと理解され、女性がスポーツウェアを着て歩くということ自体をはしたないと思う人が多い。ちょっとした手術の後に障害者になるということが非常に多いということです。これもまた、ジェンダーという開発問題です。

障害の原因の予防も必要な介入です。なぜなら、貧困家庭では、家族に1人障害児がいると、その子供がリハビリテーションや教育を受けられる可能性は比較的高いが、2人障害児がいる場合どちらかの子供が犠牲になる場合（大抵は女児ですが）が多いのです。近親結婚。アラブの人は従妹さん同士で結婚したりしますから、それも障害の原因になりますから。避けられる文化的な障害の原因の一つですね。交通事故も多いです。それから、母親の、女性の教育レベルが比較的低いということです。幼児の面倒を見るときに、ちょっととしたことで障害を悪化させたり、障害を引き起こしたりします。さらに、障害になってしまった人が、それが貧困の原因になってしまうこともあります。何故かというと、障害者は教育を受けにくい、職業訓練を受けられない、仕事に就きたいのに仕事に就けないということがあると思います。それから、障害に関する医療費を家族が払えない、貧困になる一番大きな原因の一つとして、リハビリや医療費がかかりすぎて、家族全体に負担がくるということですね。貧困に陥ります。そ

れを解決するためには、開発団体が今推進している、いわゆる「ツイントラックアプローチ」という、障害当事者と社会の両面から支援する方法が有効です。

まず障害者をエンパワーする、どんどんと力をつけてもらう。政治的な参加も促す。障害者に訓練を行い、生活の能力の向上をはかる。障害者起業家に小規模金融資金を与える、ビジネスを始めてもらう。対象地に住む当事者にリーダーシップをとってもらい、障害者対象のプロジェクトを行います。たとえば、地域に根ざすリハビリテーション(CBR)とか。もう一つは、一般開発への統合。教育とか、就業とかスポーツとか、すべての一般開発分野に障害者を組み込んでいく。障害者と非障害者が一緒にやっていかなくてはいけないという認識をすることですね。これは私たちの言葉では、障害の開発へのメインストリームと言われています。障害者を組み込むという翻訳です。この両方からアプローチします。

(P P の説明)

まず、障害者の権利条約が採択されました。そして国内法の改正が必要になりましたね。海外へのODA、国際開発協力の指針にも障害者を組み込むということが必要になった。

次、2008年は開発の年。特に日本は今後アフリカの開発援助に力を入れます。ですから、アフリカに対する協力も大事になるかと思います。簡単に、権利条約に署名した国と、まだ、署名していない国を見ていきます。署名していない国はほとんどありませんね。まだ署名していない国の例としては、イランと米国ですね。イランと米国はまだ署名していません。どちらも、当分はしないでしょう。

次は、先ほど言いましたように、障害者の定義の問題ですね。障害の定義が変わってきたということ。社会も変わらなければならない。障害の社会モデルという点が重視されますね。

C B R (Community Based Rehabilitation) というのは地域に根ざすリハビリテーション(開発)という意味ですが、開発途上国においては、やはり家族の生活の中に障害者を組み込んでいくことの必要性を感じます。沖縄の人には分かっていただけると思いますが、障害者の



障害者権利条約の政府交渉過程（国連NY本部において）

問題というのは、障害者だけを対象にすると途上国では難しくて、家族全員の理解を得て、家族を巻き込んで、コミュニティ、地域活動の視点から取り扱っていかなければ成功しません。これは、開発途上国に住んだことのある人なら誰でも分かると思います。沖縄の人にも分かっていただけだと思います。個々の国ごとに、人権を保障するためのアプローチが違ってくるべきであると私は思います。日本の障害者と途上国の障害者の共通の問題も多くありますが、異なっている点もあります。権利は普遍的でも、文化的な違いはある程度考慮すべきですね。

次は、国内法の見直しとか、障害者政策の見直し、日本の場合はこのような影響を受けてか最近、千葉県で、法律ではありませんが、千葉の条例として、障害者の差別禁止条例ができました。他には、まだ日本ではありませんが、例えば沖縄で、千葉県の後を追って、県の差別禁止条例ができてもおかしくないわけですね。

■真の国際協力

最後に言いたいことは、日本がどんなに一生懸命資金を出して、プロジェクトを始めたり、どんなにいいプロジェクトをしたりしても、受け入れ国側の要望に沿わないものは、国際開発協力にはふさわしくありません。受け入れ側の意向が国際協力の哲学ですね。「受け入れる人がいらないといっているものを、これが正しいんだ、絶対このアプローチが正しいからやってくれ」というのは、単なる押し付けであって、真の開発協力ではないんですね。だから受け入れ側が、こうしてほしいという要望を持つように支援しなければなりません。ここから結論になりますが、そのために、一番大切なのは、自国のオーナーシップとしての自己責任です。これは今後どんどん強化されます。受入国側の要望と、自己責任、長期的な継続性ですね。障害開発と例外ではありません。国連で毎日仕事としてやっていることなので、私には良く分かります。受け入れ国側の要望がなければいけない。そのためにとうすればいいかというと、受け入れ国側とのパートナシップが必要になりますね。つまり、開発途上国の障害者団体とか自助団体、対象地の障害者の人々が、国内で政府と交渉する力をつけることを助ける必要がある。そのための貢献というのは非常に大事になってくると思います。障害者団体が政府と直接交渉をしながら障害者のプロジェクトを日本にやるように頼んでくれと助かりますね。「日本からのODAのお金は障害者のために使うようにしてほしい」というように、交渉能力を持つようにしてもらわないと、開発としてふさわしくない方向になってしまいます。大切な点ですね。根回しですね。このやり方でないと国内での継続性がないのですね。そのために助けてあげてください。このあと、途上国の障害者を助けるということは実際どういうことなのかということを、奥平さんが具体的に説明してくれると思うのですが。私は各論で終わります。この辺で譲りたいと思います。長々聞いてもらってどうもありがとうございました。

<奥平真砂子氏による研究報告>

高嶺) 次の奥平さんのテーマは、『国際協力における援助機関の連携—パキスタンの自立生活運動から一』です。実際の障害者の研修を通じての、障害者のエンパワメントのパキスタンの事例を報告しながら発表していただきます。

奥平さんは財団法人日本障害者リハビリテーション協会の研修部門の課長をされております。

■はじめに

みなさん、こんにちは。日本障害者リハビリテーション協会の奥平真砂子と申します。私はこの協会で、途上国の障害者リーダー育成研修の仕事をしています。その研修とは、JICA(国際協力機構)と株式会社ダスキンの財團である財団法人広げよう愛の輪運動基金から委託を受けて実施しているものです。沖縄自立生活センター・イルカには研修をお願いしており、大変お世話になっています。ありがとうございます。



今日は、『国際協力における援助機関の連携』とテーマでお話ししますが、ただ連携というよりも、途上国の障害者支援におけるエンパワメントの必要性とその効果に焦点を当ててお話ししたいと思います。

先ほど長田さんが分かりやすく説明してくださいましたが、国際協力は援助する側の押しつけではなく、援助される側の要望によって進めることが重要であり、障害者支援についてもそれは例外ではないということです。要するに、障害者をエンパワーして、当事者自身が国に要望をあげていけるような力をつけていくことが必要だとおっしゃっていました。そして、その方法としてツイントラックアプローチ、エンパワメントとメインストリームですが、私はこのうちのエンパワメントに力を入れて人材育成を進めています。

その事例として、パキスタンの自立生活運動のことからお話していきたいと思いますが、自

立生活運動と2005年に起きた地震の被災者支援に焦点をおいてお話をします。これは、昨日学会で話したテーマですが、人材育成は本当に必要だと思います。とにかく、草の根から声をあげ、国と交渉するようになり、それぞれの国で法律や条約を障害者のために使えるようなものにしていかなくてはなりません。国連の権利条約も同様で、本当に生きた条約とするには、障害者が国や言語、文化を越えて一緒にやっていくことが必要でしょう。そのためには、途上国の障害をもつリーダーたちがどんどん増えていけばよいと思います。

■パキスタンの事例

それでは、私たちが実施しているダスキン・アジア太平洋障害者リーダー育成研修（以下、ダスキン研修）の卒業生の中で、とても良い成果をあげているパキスタンの研修生の事例をお話していきます。パキスタンはインドとアフガニスタン、そしてイランに囲まれた南アジア地域に位置する国で、面積は日本の約2倍、人口約1億5千万、そして首都はイスラマバードという街です。ここでご紹介するのは、ダスキン研修の第3期生で、パキスタン第3の都市と言われるラホールという街からきた、シャフィクさんという人です。彼は、研修終了後に帰国し自分の街に自立生活センターを作ったので、ラホールがパキスタンの（ILセンターの）発祥の地ということになっています。

彼は、来日時にはひげを蓄えて、普通のパキスタン人でした。障害はポリオで両下肢に障害がありながら、杖をついて頑張って歩いているような、健常者の社会になんとか溶け込みたいという障害者でした。でも、ダスキン研修を受け日本に10ヶ月滞在しているうちに、内面から変わってきたのです。

ただ、最初のうちは大変でした。彼は典型的なパキスタン人でプライドが高く、「女性から教わるなんてとんでもない」という感じでした。とにかくプライドが高かったので、まずそれをつぶすことからはじめました。何回も衝突しながら研修は進み、そういう中で彼はどんどん成長していき、帰国時には随分変わっていました。また、来日前には車いすに乗る自分を想像すらしなかったそうですが、車いすも大好きになったと言っていました。これは、「自分の障害を肯定的に受け入れられるようになった」と捉えることができます。この研修の中で、彼が一番良かったと言ったのは、「自立生活運動、自立生活センターの活動に出会ったことだ」と言っていました。

そして、彼は、帰国後に自国で自立生活運動をやりたいということで、活動をはじめました。シャフィクさんが帰ってからの流れを簡単にまとめると、2002年の7月に帰国し、同年の12月に一応ILセンターを作りましたが、その時は、本当に小さいもので、仲間3・4人と立ち上げたそうです。その間にも何度も落ち込んだりして、彼は日本の仲間や研修先に悩みをぶつけたりもしてきましたが、日本の仲間のアドバイスや激励などちょっとした支援で活動を続けることができています。そして、この中で彼の2つ大きなきっかけがありました。1つは、2003年の2月に日本の仲間の協力で、セミナーを開催したこと。それともう1つは2005年10

月のパキスタンの地震です。この2つについてお話をしたいと思います。

まず、自立生活セミナー開催についてですが、これは彼の研修先であったメインストリーム協会、兵庫県西宮市にある自立生活センターですが、この協力で実現しました。どういう支援をしたかというと、多分30万円か40万円くらいだったと思いますが、少額の経済的支援と、それから大きな人的支援でした。このセミナーのために、障害者は私を含めて9名と介助者5・6名、全部で15人くらいが彼の街に行きました。ラホールの空港にこれだけ多くの車いす利用者（5・6名）が降り立ったのは初めてだったらしく、空港中が大騒ぎでした。アクセスも最悪で、飛行機を降りるまでに、なんと2時間以上もかかってしまいました。当時は飛行機と空港をつなぐブリッジやエレベーターもなく、車いす利用者は背負われて降りなければなりませんでした。空港には夜中の11時頃着きましたが、とにかく飛行機を降りるのに時間がかかり、ホテルに着いたのは朝の3時か4時ごろになっていました。本当に大変でした。ただ、障害者たちのやる気はものすごく感じられました。特に、重度の障害をもつ人たちが何名も行つたことで、現地の人たちに大きなインパクトを与えるました。

■障害当事者による支援

ここで障害当事者による途上国の障害者支援の効果について説明するために、メインストリーム協会の支援の流れを例に説明します。彼らは、とにかくやる気を起こさせることが上手です。まず、セミナーなどのイベントを開催するように提案し、運営は極力現地の障害者団体に任せ、自主性を持たせるのです。そのセミナーには日本から重度の障害をもつ人を複数名連れて行き、現地の障害者にインパクトを与えます。重度の障害者と出会うことで、現地の障害者は「自分たちも何かできる」と自信がつくとともに、セミナーを開催することで気運を盛り上げて仲間を増やしていきます。そして、自発的に活動を続けるように仕向けるのです。こういうやり方がうまくいって、メインストリーム協会では、現在、シャフィクさんその他、ネパールや台湾の研修生も支援しており、こういった国々においても自立生活運動が活発になってきています。このように、ダスキン研修を通じて、メインストリーム協会だけではなく、その周りの大坂の自立生活センターや東京の自立生活センターにおいても、途上国の障害者を仲間として支援しようという動きが高まってきて、自然に国際協力のネットワークができつつあるという感じです。

■障害者運動は新しい文化

その第1回目のセミナーのときですが、これ(写真)を見て何か気付きませんか。女性は私だけです。さっき長田さんがレバノンのことをおっしゃっていましたが、パキスタンもイスラムの国で、男女が分かれていて、セミナーの席の座り方もぴっちり分かれて、それも女性はほんの数名しかいなくて、私はセミナーで「女はどこだー」と叫んだほどです。もちろんいいとこ

ろは残していくかなければなりませんが、障害者運動というのは、古い習慣、古い文化の悪い部分を破っていかなければならない。そういうところから差別がうまれてくるのだから、そのような悪い部分を変えていき、新しい文化、新しい習慣を作っていくということです。そういうことを、私たちはシャフィクやその仲間に伝えてきたところ、翌年のセミナーにはなんと女性の障害者が、多く出てきました。本当に嬉しかったです。

■パキスタン北部地震における障害者支援

次に、2005年の10月に起きたパキスタン地震のことを簡単に説明したいと思います。シャフィクさんたちの住むラホールは、地震の被災地から車で8時間くらいのところなので、揺れは感じたそうですが、大した被害はありませんでした。ただ、被災した仲間から連絡を受けて、救援物資を集めて、2日後にはトラックに乗って被災地に駆け付けたそうです。そして、受傷者の搬送とか、救援物資を配ったりしたそうですが、そこであることに気づいたそうです。それは、元からの障害者がどこにもいない。地震によって怪我をした人は病院などに運ばれていましたが、元から障害があつて、地震でもっと怪我をした人はいなかった。そのことに気づいた時、シャフィクさんたちは当事者ならではの活動をはじめました。それは、移動式のILセンターを作つて、地震が起こる前から障害があつて、被災した障害者を探し出して、救助をするということです。そして、その緊急的な支援を終えたときに、また仲間で話し合い、「自分たち障害者は次に何をするべきか」ということを話し合つた結果、障害当事者ならではの手法を使って、新しく地震で障害者になった人たちを勇気づけようという支援を行うことになりました。それは、ピアカウンセリングの手法を使って、「生きる勇気を持たせ、社会復帰を促した」ということです。

(PP説明) 上の方の写真は、病院の庭ですが、青空ピアカウンセリング講座をやっていました。ここには私も訪問しましたが、このときパキスタンのお医者さんは脊髄損傷について知らない人が多くてとても大変だったそうです。そこで、シャフィクさんたちが自分たちの経験から新しく障害者になった人たちに伝えてきたことがとても効果的だったそうです。そういう活動が認められて、今年の1月からシャフィクさんたちは世界銀行から大きなプロジェクトを受託し、今被災地に4つのILセンターを作るという活動をしています。そして、今は地震が起きてから2年経っていますので、長期的な展望を持っていかなくてはいけないという時期です。ですから、けがが治つたけれども、どうやって生活していったらいいかとか、これから最先のことを考えていくという支援をしています。ですから、車いすやものの配給もそうですが、自立生活センターも被災地に作ったので、そこでどうやって障害者自身が主体性をもつて生活し、運営していくかという方法などを伝えています。

■まとめ

このように、途上国の障害者も現地で活動しています。それは、リーダーという人材を育てたことがきっかけで、このように大きく広がっていったのだと思います。ですから、いろいろなかたちで私たち障害当事者にできることもたくさんあると思うので、よろしかったら皆さん、一緒に国際協力やりませんか。

ありがとうございました。

(拍手)

<小林昌之氏研究報告>

小林) ただいまご紹介いただきました、アジア経済研究所の小林と申します。このたびは、発表の機会をいただきまして、ありがとうございます。私は、最初に報告をいたしました森壮也の同僚で、森さんは経済学や障害学を研究しておりますけども、私は研究所の中で法律を専門としておりまして、主に中国法の研究をしております。最近では、アジアの障害者法に関心をもちまして、そういう面からも研究を進めております。また、障害に関しては、全日本ろうあ連盟をお手伝いしていまして、ろう者関係をメインに携わっております。本日は、障害と開発ということで、法律を専門としている私としましては、障害と開発と法律の関係を、ごく簡単にご紹介いたしまして、今まで行ってきました研究の中で、開発と法律の関係について触れ、中国における障害者の司法へのアクセスについて、簡単に説明させていただきます。



■障害・開発・法

先ほどから開発につきましてはいろいろとお話をありましたので、若干理解が深まってきたと思いますけども、今までですと、経済開発がメインで経済成長とか経済発展あるいは貧困削

減ということが注目されてきたわけですけども、それだけではないということで、社会開発、人間開発、そういう中での選択肢の拡大ですね、先ほど長田さんのお話にもありましたけども、色々なことができる、我々の人間活動全てがどんどんやりたいことができるよう幅を広げていく、あるいは自由や人権というものが開発概念の中に入ってきてる、そして拡大しているということがいえると思います。

その中で、目的ですね、先ほどの人権ですとか、自由の達成という目的に関して、ここがどのように関連するのかという、いくつかキーワードをここであげてみました（PP説明）。皆様方もすでにご存じのこともあると思いますが、例えば完全参加と機会均等あるいは平等、差別禁止といういくつか重要な言葉を挙げただけでも、皆さん法律が何らかのかたちでこれらと関わってくるだろうということが少し想像できるだろうと思います。

■権利実現のためのメカニズム

現実にはどうするかといいますと、立法であったり行政の問題になるわけですけども、一番重要であって、注目されているのはやはり実体法とかの立法面、先ほどでいいますと、差別禁止法の制定が必要とされたり、すでに採択がされていますけども、国連の障害者権利条約の制定というかたちで立法化するということが、非常に注目されているわけですけれども、ただ、こういったものが、法律上の条文として、あるいは文言として規定されていたとしても、それが現実の権利として機能するためには、制度的な保障が必要になってくる。ということで、ADRですか、オンブズマンなど、あるいは人権委員会なども含まれてくるかと思いますが、そのような制度も重要になってくるわけです。

そのような権利実現のメカニズムとして重要なのは司法と行政なのですけど、10年前の調査結果を見てみると、85の調査国の中で裁判所による司法的救済というのは72.9%しか用意されていなかった。すなわち、4分の1は障害者に対する司法的救済というのを予定していなかった。今は10年経っていますので、改正されてなければいけないと思いますが。実際に司法的救済を準備していたとしても、開発途上国では障害者が司法にアクセスすること自体困難なことが多い。予定していたとしても、実際にアクセスできないという状況が発生するわけです。そうした、裁判を受ける権利ですか、司法へのアクセスというものを実現する手段として、法律扶助というものがあります。例えば自分で弁護士を雇えない場合に、弁護士を紹介したり法律相談にのったりという制度です。法律的にいえば、手続的公正さとか、あるいは法の下における平等というのが尊重されるわけですけども、もう一つ経済的な面からも、貧困削減の方法の一つとして、最近では注目されるようになってきています。

先ほど長田さんから説明がありました国連障害者権利条約の中でも、実際、第13条の中で、法の下における平等ですか、司法へのアクセスを規定しております、実質的に、規定上だけではなくて、実際にそれらが保障されるように要求する文言となっています。

■中国の障害者の事例

次に、個別の事例といたしまして、中国の障害者の法律扶助制度について紹介したいと思うのですけれども、最初に森さんが報告しましたように、各国の統計というのは実際の生活を行うまでの基本的データとして重要になってきます。中国の場合は、これまでに2回全国調査を行っております。第1回目が1987年になります。このときは5164万人、全人口の4.9%が障害者であるという結果がありました。そして、昨年、2006年に第2回目である調査を行いました、8296万人、人口の6.34%が障害者であるという結果がでました。私は沖縄の人口はわからないのですが、8296万人といいますと、日本の全人口の約4分の3ですね。おそらく本州全員が障害者であるというような、非常に大きな規模の障害者集団が存在するということです。もともと中国は13億人ということで人口が多いわけなのですから、障害者政策というのは中国側としても非常に重要となってきております。

統計調査についていいますと、先ほどの森さんの報告にもありましたけど、87年の調査ではICIDHという昔のモデルを使っていたのが、2006年はICFのモデルに替わり、中国側の説明では障害に対する医療モデルから、社会モデルに我々は転換したんだという話がありました。

8296万のうち、障害者の分類は、視力障害者15%、聴力障害者24%、肢体不自由が29%、知的・精神障害者7%ということになります。これら非常に大きな母集団に対する法律扶助というものが必要になってくるわけなのですけども、1990年の段階で、障害者保障法というものを中国は制定しました。しかし、もう10数年経っておりますけども、日本でも同じですが、差別・不平等というものは普遍的に現在でも存在しています。そういったこともありますし、一方では法律扶助を進めていく司法部という、日本でいいますと、法務省が法律扶助制度を推進していく立場にありますし、もう一方では、法律扶助制度に障害者も入っていきたいという障害者側の要望があり、両者の意見が合致しまして、1996年に一緒にやっていこうということになりました。実際、中国の貧困者人口の3分の1は障害者であるということで、経済的な貧困の原因によって法律扶助が受けられない人に対する制度的な支援が必要であるということは明らかであります。

■障害者法律扶助制度

両者が協力してどういうことを行ってきたかといいますと、日本でいえば、国レベル、都道府県レベル、区市町村レベルというかたちで縦の行政ネットワークによって、障害者連合会という組織が形成されていて、その中で、法律扶助をやっていこうということになりました。そして、その法律扶助をやるにあたってはバリアフリーにしていこうという政策がとられております。

実際に障害者が利用できるのは、司法部系統の制度と、障害者連合会の制度の両方が利用で

きます。民事と行政については、一般の非障害者と同じ条件で申請ができます。刑事につきましては、盲・聾・啞で、弁護人に委託しない場合は、経済的な条件に関係なく裁判所が弁護士を指定することになります。実際に、2003年のデータでは、約3万人の方が法律扶助を利用しています、そのうち約10%が障害者となっております。

次に北京の事例なのですから、北京も2000年に障害者連合会の中に障害者法律扶助センターというのを設立しました。北京市の場合も行政区画に分かれて、4つの段階、北京市、その下の区と県、その下の街道、その下の社区というコミュニティレベル、日本でいう町会レベルなのですけれども、の全てにわたって障害者連合会のネットワークがありますので、そこに、法律扶助センターが設けられたということになります。

北京市の特徴としては、財政状況が非常によいということで、他の地域と全く違う面があるといえると思います。障害者連合会の中に権利擁護部というものがありまして、兼職なのですから、職員が6名、そのうち1人が障害当事者となっております。さらに、北京市の司法局は、他の地域は違うのですが、こういった障害者団体ですとか、婦人連合会とか労働組合が法律扶助を行う場合には必ずその中に弁護士の資格を有する者を配置せよということにしましたので、北京市もそうした弁護士を雇っております。

弁護士そのものはボランティアでやるということになっていますので、実費のみ支給され、彼らを称え、障害者の権利擁護の模範であるということがインセンティブとなるようです。また、北京市はお金がありますので、普通ですと北京市の中に戸籍がある人でないと受けられないのですが、北京市の場合は外からも受け入れている。

■まとめ

最後に、いくつか課題をあげたいと思うのですけども、障害者連合会の行っている法律扶助制度には二重の性格の問題があり、すなわち法律扶助を一方で実施しながら、他方では対象となる障害者事業を実施しているので、障害者事業に関する問題については同じ機関であるために法的に訴えることが困難となっています。ただ、実際には障害者が抱える問題は訴訟だけではなくて、貧困ですか病気ですか、そういう問題がありますので、関係機関との協力体制が必要であることもあります。総合的に見て、障害者の問題を解決するという意味で意義はあるだろうと評価できます。

また、障害者連合会の施設を使っていますので、バリアフリー化ですか、ピアカウンセリングですか、職員の手話の学習などを行っています。ただし、制度的に保障されているということではなくて、手話通訳は権利として確立していません。

先ほど北京市は潤っていると言いましたけども、他の地方政府では財政事情によって請求できるサービスが違ってくるというのが大きな問題です。今日はお話しませんでしたが、実際に申請できる法律扶助の範囲は限られています。それも、制度的な問題だといえます。

もう一つ、制度の背景には司法へのアクセスですかメインストリーミングなど肯定的な考

えがあるのですが、ただ、その元となつた刑法とか刑事訴訟法というのは、視覚障害であるとか、聾である、啞であるということだけで行為能力に問題があると規定しているわけですので差別的だといえます。日本におきましても、刑法40条というのが廃止され、これは障害当事者による障害者運動の結果、廃止されているわけですが、中国では差別的な規定というのがまだ潜在的に残っているといえます。したがつて、法学者や法曹のなかには、民事でも障害者を保障するための何らかの訴権保護が必要じゃないかということで、例えば昔の日本の民法11条のような制度を作ろうというような逆行する考えが出ており心配な面があります。

中国の障害者法律扶助制度は権利救済のメカニズムとしては確立していませんけれども、他の国、日本を含めてですけれども、一般的な制度へのメインストリームを促進する制度であるということで学ぶべき点が多いのではないかと思います。その中には、ソフト面のバリアフリー化ですか、法律専門家と障害関係者とが協力するということなども考えられます。

以上で報告を終了したいと思います。ありがとうございました。 (拍手)

高嶺) どうもありがとうございました。小林さんに関しては、なかなか我々が情報を得られない中国の状況を、法律の面で区切つて紹介していただきました。

一応、4人の方の発表がおわりました。時間が迫つていますので、もしよければ、1つか2つ、質問を受け付けたいと思います。

名前と所属、どなたに質問したいのかを教えてください。

大塚) 豊見城にあります介護事業施設に勤めております大塚と申します。

長田先生にお答いただきたいと思うんですけれども、今日のセミナーは世界のことを知ることで、日本のことを考え直すきっかけになったかなという風に私自身思いました。

グローバリゼーションということで、海外は海外、日本は日本と分けるのではなくて、一同に介して活動していくなければならないということがとてもよく分かりました。

日本はとてもリソース、資源は多いのですが、活用しない方々もいらっしゃいますし、手帳の取得とかの認定を拒む方々もいらっしゃって、沖縄県内の街を歩いていてもなかなか障害者を見ないとか、内地の方では街やデパートをまわつて障害者の方を見ますが、沖縄ではなかなか見ないという現状があります。そのようなことを改善していくためには、世界的なことも踏まえて、日本にフィードバックするならばどんなことが重要なかということを教えていただきたいと思います。

長田) とても難しい質問ですね。日本だけじゃなくて、それは、世界のどこでも同じだと思いますが、2つのオプションがあると思います。

一つのやり方としては、社会の方を変化させる、つまり、社会の障害者を受け入れる要素を変えていくやり方ですね。社会の方の障害者に対する態度、それから障害者だけでなく、い



わゆる規定にはまらない人の排除をやめさせること。私は障害者に対する態度を変えるというやり方よりも、社会が規定にはまらない人にも理解を示すように態度を変化させるというやり方の方がいいと思っています。ちょっと余談ですが、現在私はニューヨークに住んでいまして、私の住んでいるところでは、アメリカ人の以外の人、要するに米国移民の人、駐在外国人が、人口の6割7割になっている社会です。そうとこですと、言語的には100カ国くらいの言葉が飛び交っている社会でございまして、やはりそういう社会に住んでいますと、そこに車いすの方が1人おられても、あるいは精神障害を持っておられるようなちょっと企画に外れた行動パターンをもっておられる方がいても特に目立ちませんね。多様性として、ごく当たり前な感じになります。人はみんな違うんだ、人はみんな違って、それは個性だという考え方方が、ニューヨークあたりでは根付いていると思います。はっきりいって全然違います、日本とは。ニューヨークに来られた障害者のお友達がいっぱいいます。フィリピンから来られた方も、中国から来られた方も、自国とは全然違うと言っていました。はっきり、やっぱりニューヨークは住みやすいと皆さんおっしゃいますから。

要するに、障害者だけに対する態度を変えるのではなくて、社会の規定にはまらない人、多様性のある人、それは、沖縄には結構、移民の人とかもいるんじゃないかと思うんですが、移民の方とか、外国人の方、そういうたった規定にはまらない人、老人もそうですね、この人たちを受け入れる文化へと変動させる。高齢者も入れまして、規定にはまらない人に対する態度をよくするような、公共教育、広報プログラム、特に大学なんか、勉強だけを教えるのではなくて、そういう基本的な態度、皆を受け入れましょうというような態度の向上のための活動をやっていくということが大切であると思います。同時に、人の態度を変えるためには、目にものを見せないといけないこともありますよね、現実ですよ。実際に障害者が働いていたり、障害者がリーダーシップとっているなかったり、エンパワーアーしているなかったら、障害を持たない人の、社会の価値観を無理やり変えろといつても不可能でしょうね。人間はなかなかそれでは考えを変化させませんね。やはり、障害者のエンパワメントというか、障害者が活動しているのをみ

て、障害者を尊敬し、障害者の問題が、開発問題であるということを認識するようになるのであると思います。やっぱり、人というのは他人を見て影響されるという部分があるから、その両方の活動が必要ですね。

高嶺) 今日は障害者と開発ということで、色々な情報がインプットされたのではないかと思っております。

では、この辺で第一部を閉じさせていただきます。休憩の後、後半は今まで他にも、障害と開発に携わっている方々がいますので、その方々を前にお招きして、パネルディスカッションをしていきたいと思います。その時に、みなさんから質問をいただいて、お答えていきたいと思います。

では休憩に入ります。

＜第二部：講師、セミナー参加者が大きな円をつくり、ラウンドディスカッションを実施＞

高嶺) こちらにお呼びしている方は、何らかの形で障害と開発に関わっている方々であります。それで多くの方は本土の方で活躍されています。今回沖縄にいらしているので、この機会にどういう形の支援、国際協力をしているのか、障害者に関しての領域においてどういう支援をしているかということを話してもらって、それから、できればフロアの皆さんに質問を是非してもらって、それに答えていただくという感じで進めていきたいと思います。

実は時間が30分という短いですが、その中で進めていきたいと思います。

始めに、先ほど4名の方は発表してもらっているので、その後石井さんの方から、自己紹介とプログラムやどういうことをやっているのかということを紹介していただきたいと思います。よろしくお願いします。



石井) はじめて。日本財団、昔は日本船舶振興会という名前の団体ですが、そちらの、国際協力部というところで活動しています、石井靖信と申します。お休みをとって沖縄に遊びにきていまして、ちょうど高嶺先生からこういうシンポジウムをしているということをうかがつて、参加させていただきました。

日本財団は、ほとんどが国内の活動、海や船や、福祉の問題に関して、助成金を差し上げることを仕事にしているんですが、一部で、海外への協力にも助成金を差し上げています。

今日はパンフレットをお配りしているので、詳しいことはそれを見ていただければと思います。

今日は私ともう一人、千葉が来ているんですが、主に途上国の障害を持っている方に関するプロジェクトを担当しております、だいたい年間12か13ぐらい実施しております。対象としていますのは、視覚障害に関するもの、聴覚障害に関するもの、肢体障害に関連して、義肢装具士の育成、あるいは義足そのものを配布することをやっておりまして、多くの事業が東南アジアを中心に行っています。例えば視覚障害ですと、視覚に障害がある方が教育を受けたり、働くようにコンピュータを使って情報アクセスができるようにしたりする事業ですか、日本のあんまを勉強していただいて職業的に自立的できるような活動を行っております。

聴覚に関しては、例えば、バイリンガル教育を行って、ベトナムでホーチミン手話を学校の公用語として事業を行っています。あと、読み書きのベトナム語も手話を用いて勉強するというような事業も行っていますし、何カ国かで現地の手話辞書の作成も編著しています。そういうことをいろいろ行っております。

基本的な考え方としては、途上国の当事者のリーダー、特に、国際的に活躍のできるようなリーダーを育成して、国を越えたいろいろな協力をできるようにしていきたいといふことです。先ほど奥平さんがお話をされたような活動は、基本的に目指すものは一緒ですが、もう少し学校を支援したりするなど、やや規模の大きな活動の方が多くなっています。できれば、日本を含めていろいろな国で当事者の方が国境を越えて、お互い学びあったり助け合ったりというような活動を、もっともっと活発にしていくことができればという風に考えております。

高嶺) どうもありがとうございました。日本財団、多くの方がご存じだと思いますが、国内においてはさまざまな障害者に関する支援をやっていますが、海外の障害者に対してもたくさんの支援をしているということが分かります。

次に千葉さんですが、彼は日本財団の方ですが、その前にアジア太平洋障害者センターというところでJICAの専門家として5年間勤務しておりますので、その辺も含めてアジアのことをお話していただきたいと思います。

千葉) ご紹介にあづかりました、日本財団の千葉と申します。財団には3か月前、9月から入ったことと、今石井リーダーの方から紹介がありましたので、その部分は割愛させていただいて、アジア太平洋障害者センターというのがタイのバンコクにJICAとタイ政府の協力プロジェ

クトというかたちでありまして、そちらに5年ほどおりました。その前は、高嶺さんのアシスタントとして国連のエクセプトの方で1年半働いておりまして、合計7年くらいバンコクを中心にアジア太平洋の障害者支援に関わっていました。そのセンターでの私の主な担当は、情報部署というところとICTという面を活用した情報保障というようなことを主にやっておりました。具体的には、アジア太平洋の途上国など各国から障害当事者を主にバンコクのほうに呼んで、そこで主にICTの研修を行うというようなことをやっていました。特にその中で視覚障害当事者をお呼びして、3週間くらいの研修ということで、視覚障害当事者が先生になるということで、我々のセンターでも、バンコクとか日本の当事者の方とか途上国の当事者の方にコンピュータの使い方及びその教え方というものを教えて、彼らがその国に帰って、リーダーとして、その国の当事者の方にコンピュータなりを教えていくというようなことが一つの研修としてありました。

もう一つが情報発信ということで、アジア太平洋途上国の障害者の現状というのは、非常に情報が限られておりまして、これは統計だけではなくて、どんな団体がいてどんな活動をやつていてどんなリーダーがいるのかまたはいないのかという情報もなかなか手に入らない状態ですので、そのセンターではいろいろな研修生とかが現地に赴任したり出張したりして情報を集めて、それをWEBサイトで公開するようなかたちで情報の収集と発信といったようなことをやっています。そのセンターのホームページにいくと途上国各国の大まかな現状をまとめて発信していました。このような活動を通して、障害者のエンパワーメントということをやっておりました。

以上です。ありがとうございました。

高嶺) 千葉さんどうもありがとうございました。

引き続きまして、コミュニティベーストリハビリテーション。これは、地域に根差したりハビリテーションということで、途上国を中心に広がっております。それの、実際の実施に関わってきた滝本さんに、シリアという国に関して報告をお願いします。

滝本) はじめまして。滝本と申します。宜しくお願いします。

昨日の学会の方で発表させていただいたんですが、シリア、さらにシリアの国でも都市部ではなくて農村部や地方に住む障害者の支援をするために、CBRという概念を用いて障害者支援を始めるというプロジェクトに関わっていました。シリアの位置ですが、レバノンの国の南にあります。イラクのお隣です。皆から危険だろうと言われていましたが、治安も安定しており、シリア社会に溶け込んで生活していましたので、安心して活動していました。そして大事な30代の6年間を滞在するということになってしまいました。

CBRプロジェクトは2004年1月から始めました。シリアでは、おそらくどこの途上国も同じですが、たとえば都市部にしかリハビリセンターがないとか、養護学校がないとか、職業の機会がないとか、限られたなかで障害者は生活しなければならないという制約がたくさんあり

ます。途上国では日常のことで、その結果サービスの恩恵を受けられない障害者が実際に家に閉じこもっていたりとか、地域の社会活動に参加する機会がなかつたりとか、家族や障害のない人が隔離したがるとか、そのような現状がありました。

そこでCBRの概念を用いて、地域の住民が参加して、障害者支援を村でやっていこうという支援を始めました。基本的には、社会リソースのネットワークが必要です。障害があるないにかかわらず、人の生活には、保健所、学校、婦人団体、役所等が必要で、CBRでは、地域にある社会リソースをひとつずつつなぎ合わせてしくみをかえていくということをやりました。そこで障害問題の知識を学び、それぞれの活動に障害問題を組み込んでいこうという活動を実践していました。CBRでは、メインストリームという考え方で障害問題を組み込んで一緒にやっていこうとします。方向性は、障害当事者をエンパワーメントすると同時に、メインストリームを図るということでした。シリアでは、障害当事者の意見や主体的な参加が引き出せるような地域づくりにも着目し、文化や余暇活動などにも力を入れていきました。実際の感想ですが、いろいろと課題はありましたが、みんなで豊かなまちづくりをやっていっているという気持ちでした。

任期が終わり、現在では、日本福祉大学の大学院で「開発」を再度学びながらCBRの研究を続けています。

以上です。ありがとうございました。

高嶺) ありがとうございました。

今の、CBRの手法というのは、地域を巻き込んで障害者支援をやろうということなんですね。これは、シリアとかマレーシアとか、いわゆる途上国というところで始まっている取組ですけれども、考えてみたら、これは沖縄でもそういう仕組みが作れる可能性があると思うんですね。沖縄は離島とか、あるいはヤンバルの田舎とかがありますので、そこできちんとサービスの業がないところで、地域で支えていくという取り組みの、途上国のシリアの取り組みから勉強できるのではないかというところのそういう感想を私自身持ちました。そういうことで、ぜひ滝本さんの情報をいろいろ発信していただきたいと思います。

実は今、滝本さんも長田さんも、日本福祉大学で勉強されていますけども、そちらで教鞭とつておられる穂坂先生もこちらにきておられます。穂坂さんは、私も国連で四年間くらい一緒に仕事をしたということで、私が行った時に何も知らない私にもいろいろ教えて下さったという方です。国連は国を相手にしていますけれども、NGOをどういう風にして組み込んで開発を進めていくかということに特化した専門家という風に私は理解していますが、障害と開発というところに興味示して、その辺の研究をされていますので、その辺のことも含めてお話ししていただきたいと思います。



穂坂) みなさん、こんにちは。名古屋にある日本福祉大学で国際社会開発研究科という通信制大学院を担当しています。こちらにいらっしゃる方々のなかで、唯一私は障害分野の専門家ではありません。ところが、今年大学院の私のクラスに入学してきた5人は、すべて「障害と開発」分野、かつて海外で障害分野の活動をしていた、あるいは今日本で障害者運動をやっている人たちでして、院生諸君に引きずられながら一生懸命勉強している次第です。どういうふうに「開発」の側から「障害と開発」という課題にアプローチしていくのかという視点についてご報告します。

ちょうど20年前くらいに、高嶺さんと私はバンコクにある同じ国連機関に在籍していました。職場でのあるセミナーのあと、高嶺さんが「貧困問題と障害問題は似ている。構造は全く同じですね」と、しみじみと私にもらされたのを覚えています。その言葉は私の目を開かせるものでした。セミナーの講師は、ムハマド・ユヌスさんでした。去年ノーベル平和賞を受賞した、バングラデシュのグラミン銀行の設立者ですね。グラミン銀行は農村の土地なしの女性たちにクレジット、小口貸し付けを与える銀行です。村の中の貧しい女性たちにグループを作つてもらって、そのグループが村の中で集会をやっているときに銀行員がやってきて、担保なしに貸し付けをし回収するという事業を70年代後半から続けています。84年から住宅ローンも出していました。私は実は何が専門かといいますと、都市スラムの住環境づくりに関わっていました、グラミン銀行の住宅ローンが始まったと聞いて見に行きました。これはすごいと思って、それでバンコクにユヌス先生をおよびしたのです。

さて、そのセミナーには多くの国連職員が参加していました。私たちの機関の一番トップの事務局長は、やはりバングラデシュ人でした。彼は愛国心の強い外交官出身で、国連退職後は母國の大蔵大臣になり、最後は暗殺されてしまったのですが、そのとき彼はセミナーの壇上でユヌス氏歓迎の挨拶をしたわけです。部下たちの前で、すでに世界的に知られていた同国人を紹介するのは誇らしいことだったでしょう。「ユヌスさんは、グラミン銀行という非常にユニークな銀行を通じて、バングラデシュの最貧困層の女性たちすら銀行が貸し付けの対象にできる、

つまりビジネスの相手とみなせる人たちなんだ、ということを世界に示した人です」と紹介しました。

その挨拶が終わったあと、ユヌスさんは何と言ったかといいますと、それをやんわりと否定したのです。「そういうふうに見てくださるのも、確かに嬉しいですけれども、貧しい女性たちが、つまり誰もが潜在的には融資対象になりうるということは、私にとっては前提でした。私がこの実験で示したかったのは、銀行という制度がどれだけ変わることができるか。銀行が変わることによって、その人たちの力がどれだけ開かれるか、それを示したかったのです。」と述べたのです。日本だってそうだと思いますが、銀行というのは、すごく反貧困者、反女性的ですよね。担保を持ってない人にはお金を貸さない、スラムや路上に住んでいたら絶対にお金貸さない、バスに乗る金がなくて銀行まで来られなからお金貸さない、女性が融資の交渉に行っても「あなたの主人はご存知ですか」と聞かれる。

もし、反貧困的な仕組みを変えて誰もが権利としてクレジットを得られれば、それを手に自分の生活を改善できるということです。私たちの誰もが自分の生活を築く自由や力を持っています。しかしそれが十分に活かされない。社会の中のさまざまな力とか環境とか制度とかが抑圧しているわけですね。その抑圧のことを「障害」というのだと思います。逆に、抑圧となっているような制度とか環境を取り除くことが「開発」なのです。「開発」というのは英語でディベロップメントですけれども、これにはいろんな意味があります。写真の現像のこともディベロップメントといいます。最近はデジカメ全盛ですが、もともと写真というのはフィルムのロールの中に潜んでいた像が現像液につけると次第に浮かび上がってきます。このことをディベロップメントといいます。内に秘められた力を発現させるために、社会的障害を取り除いたり、支援したりするというところに「障害と開発」の課題がある。20年前のセミナーで高嶺さんが感じられたのも、そういうことに違いないと思うわけです。そのようなイメージに基づいて私たちは院生諸君と一緒に勉強しております。

高嶺) ありがとうございました。端的に開発の定義を話してもらいましたが、この中で、将来、障害と開発というのを勉強したいという方がおられることがありますので、その時はぜひ今のお話を思い出してくださいければと思います。

今度はチーム沖縄の代表です。上里さん。チーム沖縄というのは、障害当事者と支援者が一つになって最近設立した協会です。上里さんは色んな面で沖縄の当事者の声を一つの声で伝えていかなければ、沖縄の障害者の状況は変わらないということで、活動されているリーダーの一人です。今日の皆さんのお話を聞いての感想とか、国内・沖縄だけでなく連携していきたいということなど、何かお話していただきたいと思います。

上里) 皆さんこんにちは。パネラーの皆さん今日はありがとうございました。上里と申します。僕の障害は脊髄損傷といいまして、首の方の頸椎という神経をやられて、こういう風になった障害者なので、そのために、先生にマイクを持たせて申し訳ないのですが、その辺はお互い様

ということでよろしくお願ひします。

今チーム沖縄というグループのことを話しましたが、その前に私が所属している沖縄脊髄損傷者連合会という会があります。それは、全国的な組織の県支部というかたちで、沖縄県内に90人くらいの会員を抱えて、今その会長をしながら10年あまり活動しています。その中で、市町村とか県などがいろんな福祉計画などをたてるときに私たちからの声をあげてきたんですが、その中で、身体障害者からの声だけではなく、知的や精神、また色んな難病を抱えた人たちも一緒になって声を上げればもっともっと大きな力になる、大きなアクションがおこせるということを少しづつ感じてきて、その中で先日チーム沖縄という集まりを立ち上げて、少しづつ動いています。ただ、お金も、活動資金も全くなくゼロからのスタートで、今いろんな助成金とかを申請して、いくつか助成金をもらって、ようやく小さな事務所に電話が通るようになりました、できたてほやほやのグループです。

これからいろいろな人たちと連携していきます。会員の中には、それぞれの分野の専門家がたくさんいます。今日、会場にいらっしゃいます、高嶺先生や岩田先生など学校の専門の方、またいろいろな分野で言いますと、特に今回、チーム沖縄というところで大きな力になってもらったのはマスコミの方々なんです。新聞社、テレビ局のアナウンサーなど、新聞記事、ニュースにしている方々も一会员となって私たちの活動を支援してくれる。その人たちとの連携のおかげで、事務所も全くない団体だったのですが、色々なメディアに出させてもらって、私たちの意見を述べるコーナーとかを出してもらって、その辺で、自分たちなりの活動ができてきたんじゃないかなと思います。

今日はいろんな先生のお話を聞きながら、地域リハビリテーション、これを沖縄でも、そういう活動を展開していくぞうだと思いました。やはり、沖縄は離島もたくさん抱えていまして、地域でもって支えながら行かなければならぬなというのが共通の部分だと思います。そういう意味で、滝本さんあたりの報告書なりをもっともっと読んで勉強していきたいと思っています。

最後に、脊髄損傷者連合会で日本財団さんに福祉車両を申請しましたら、6年前くらいにそれを通していただいて、僕たちのような車いすの者でも乗りいれできるような、後ろの方がスロープになっていて車いすが後ろから乗り入れできるような、ムーブを改造した、日本財団さんの大きな絵が描かれた車を現在も使用しています。今日はこういう場で申し訳ないんですが、日本財団のみなさんにお礼をということで、今日はこの場にこれでよかったですと思ってています。

どうもありがとうございました。

高嶺) どうもありがとうございました。

チーム沖縄ですが、これから沖縄の障害者の声を一つにして、発信していこうという取り組みがようやく深まってきたと思っています。私の日本に来て懸念しているのが、障害者の声は日本ではそんなに聞かれないんじゃないかというのが一つあったんですね。今回の障害者の自立支援法というひどい法律が通って、それに対して障害者が怒りを感じてそれを発信してき

た。そういう流れとしては、障害者運動を一つにする大きなきっかけになったんじゃないかなという風に思っています。そう意味で、沖縄の障害者運動も、政府のこういうひどい仕打ち、それに対して当事者が声を上げてきたというのが、そういう面ではすごく大きなきっかけとなると思います。その面で、日本の障害者運動も少し弾みがついてきたのかなと思っております。ただ、世界的にみると、障害者の声というのはすごく強くなっています。そういうことで、日本は何でもあるからということじゃなくて、ぜひ他の国の障害者の運動からも学ぶ点がたくさんあると思います。そういうことで、ぜひ、我々が途上国や障害者に教えてやるということでなくて、彼らから学ぶことをぜひ進めていく必要があるのではないかという風に思いました。

では、次はNPO法人イルカです。今回のセミナーの共催団体としても、こちら日本、沖縄で自立生活運動を中心にやっている、団体の新門さんにお話していただきたいと思います。

新門さんは、ダスキンの研修プログラムの中の個別研修を引き受けている団体です。その辺も含めて少しお話を願い致します。

新門) みなさん、こんにちは。今ご紹介いただきました、NPO法人沖縄県自立生活センター・イルカの新門といいます。今日は貴重なセミナーにお招きいただきありがとうございました。パネリストの皆さん、今日はいい話をたくさん聞かせていただけてありがとうございます。沖縄も戦後、発展途上の中で障害者に関するいろんな制度が少しずつ整ってきた。その中で、僕は障害歴も長いんですから、僕の眼で見てきたこともたくさんあるんですが。僕がずっとしてきた経験から、沖縄に初めて障害児の入所施設ができて、そこに小さい頃、5歳6歳ころ入って、いろんな障害を持っている方々と一緒に過ごした経験があります。沖縄の障害者がどういう生き方をしてきたというのも前々から知っているんですけども、フィリピンとか台湾とかバングラディッシュとかパキスタン、沖縄は40年前、今の東南アジアの障害を持っている方々と同じような生活をしていたわけです。僕は車いすに初めて乗ったのは10歳、その前はどういう風に移動していたかというと、タイヤを拾ってきて、それに箱をおいて、紐をつけて、友達に引っ張ってもらったという、何か僕がすごく年をとっているような印象を与えるかもしれませんけど、48歳となると、そういう時代を生きてきた一人です。ですから、東南アジアの人々のことを考えると、まさにフィードバックして昔のことを思い出すわけです。

僕が自立したのは、今から12年前に沖縄に自立生活センターをつくろうと、4、5名の障害を持っている仲間が一緒になって、当事者団体を沖縄につくらないと本当に沖縄の障害を持っている人たちは目覚めないのでないか、僕自身も目覚めるのが遅かったんですが、目覚めるきっかけとして自立生活センターをつくろうという運動をしてきました。さらに、その中で、5年前に、名護のほうに、自立生活センターきららという当事者団体が、県内で2番目に立ち上がりました。その運動の中で、権利擁護というのがすごく重要な理念で、それを一番に、沖縄の障害者の人たちが地域で当たり前に生きていけるような制度をぜひ獲得していくということで、今までやってきたんです。

僕は、奥平さんと僕の関わりもすごく長いんですが、それ以上に、高嶺さんとの付き合いがすごく長くて、沖縄で初めて車いす市民集会を開いた頃に、高嶺さんと同席してもらった記憶があります。その後、アジア太平洋の国際会議が沖縄のコンベンションセンターであったときにも、高嶺さんとアジアの人たちのいろんな体験を聞かせてもらったりしました。そのころの僕は、まだ自分の障害を受け入れてなかったので、ある意味他人ごとのように聞いていました。自分たちよりも、特に日本の障害者よりも、もっと厳しい人たちが大勢いるんだと、何を甘えているんだろうという思いをしながら、毎々と施設にいたわけです。そういうことがきっかけになったと思っています。それがきっかけで施設を出て一人暮らしを始めたわけですが、そういうアジアの人たちがやはり、病気、飢餓、いろんなことを学んで、またそれを持ち帰って、それぞれの地域で生活していく。

自立生活センター・イルカで初めて受け入れたダスキンのリーダー研修生は、6年前の、韓国で活躍していますパキスタンの方。彼は、韓国の障害者の権利法、権利条約を作った一人でもあります。去年それが実って韓国でも権利条約が成立したわけですけど、ほんとに彼の動きはすばらしいものがありまして、4年間かかって韓国で権利条約ができたということは、日本で学んだことが彼にとってすごく役立ったんだなという思いがします。そういう彼を受け入れたイルカもすごく胸を張っていいのかなと思っていますけど。

それから一年くらい、バングラディッシュの方とか、フィリピンの方、タイの方、台湾の方を受け入れたんですが、今回はタイの方を受け入れることに決まっています。個人的には、僕の家で、女性の障害を持っている方、一回目はバングラディッシュの方を受け入れて、今年タイの女性の障害を持っている方を、個人的にホームステイ先として、受け入れることが決まっています。

どこの国に住んでいても障害はやっぱり同じなので、気持ちもみんな同じんですよ。やはり、自立した生活を送りたい、どういう障害があっても地域で過ごしたい、生まれた場所で最後まで生きていきたいのは誰しも思うことで、それぞれの国々で活躍していくことを願ってイルカではいろんな方々を受け入れています。今後も、僕たちに何ができるかわからないですが、本当に、それぞれ、貧しい国という言い方は好きではないんですけど、そういう国で活躍されて、国のためにそれぞれの人たちが頑張っているという風にいつも思っています。障害があるから関係なく、自分たちの国のために何ができるかということをこれからも一緒にみんなで頑張って考えていけたらいいなと思っています。

以上です。ありがとうございました。

高嶺) どうもありがとうございました。私たち、今、沖縄の権利条約を、条例をつくろうという動きを始めています。

当事者の人と支援者を巻き込んで、今すでに千葉県に条例が制定されましたけども、2番目は沖縄に、と頑張っていますので、会場のみなさん、本土からきた先生方にもぜひ支援していただきたいと思います。

では、フロアの方からご質問、ご意見があればお願ひします。

新田) 先ほど質問した新田ですが、医療の問題に関して、病院が憩いの場なってしまって、訓練の機能がなくなってしまっている気がするんです。今は精神科のことしか知らないんですが、癒しの場になってしまって、友達づくりとかそういうことをやっているんですが、病院はもともと治療をするところであって、精神障害者の僕の考えでは、原因をくまなく解きほぐしてやれば治るものだと思っているんです。現に、僕が助言した方にどんどんよくなつていったメンバーがいっぱいいたんですけども。そのことで病院側とやりあつたりしたんですけど、障害には原因があるんですね。精神では特に精神的ショックなんです。そこを解きほぐして、そんなこと気にしなくていいという、問題解決法、ヒントを与えれば、すぐ伸びていくと思うんです。この方法で、僕は8割くらいは自立できると思うんです。そういう風に、問題解決の開発ということでやってみてはどうかと思うんですが。

高嶺) ご意見でしたけども、精神障害の問題というのは、これからいろいろ取り組む問題があると思いますので、その面ではチーム沖縄のようなグループがありますので、ぜひ一緒になって、やっていっては。

新田) もう入りました。

高嶺) そうですか。どうもありがとうございました。

では、そろそろお時間ですので、まとめの感想をお願いします。



渡久地) こんにちは。沖縄県難聴・中途失聴者協会の副会長をしております、渡久地と申します。今日は途中からこのセミナーに参加して皆さんのお話を聞いたんですけども、まずは、アジア太平洋地域における障害者の現状報告。正直言いまして、初めて耳にしたり、文章を読ん

だりしたので、自分には知らなかつたことが多くてとても参考になりました。

僕は生まれつきの障害者というわけじゃなくて、10年前に両耳を失聴しまして、最近になって障害者運動にかかわった人間です。健常者の時には障害のことには全くの他人ごとであって私に関係ない世界かなと思っていたんですが、実際に障害者になって、日本社会で、障害者がどういう立場におかれているのか、またどういう問題があるのかというのを知って、本当にびっくりしました。また、運動を続けていく中で、他者からの偏見の視線や社会の障害に対しての無理解など個人の力では太刀打ちできない大きな壁に何度もぶつかってきました。こういう障壁は個人で対抗するのではなく、それぞれの団体の方達と協力して初めて崩していくものではないかという考えを今では持っています。最近、資本主義が過剰になってきて、人のつながりが薄れてきているのを感じます。障害者の活動に関わって、人間として必要なものはなんなのかということを日々自問自答している毎日です。これからこういうセミナーに参加して連携を深めていって、これから生まれてくる障害児が住みよい社会の構築のために頑張っていこうと思います。

今日は本当にどうもありがとうございました。

高嶺) どうもありがとうございました。我々は人間らしい生活を生きるために頑張っているんだということですね。そのために、途上国、先進国を含めてみんなでやっていこうということです。

発表者の方、参加者の方、主催者、共催者の方に、お礼を申し上げて、今回のセミナーを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。 (拍手)